

第2次海上の森保全活用計画のあらまし

■ 計画の位置づけ

- ・「あいち海上の森条例」に基づき、知事が海上の森の保全と活用の基本的な取組をまとめた計画である。
- ・この計画の目標年度は平成28年度（2016年度）から概ね令和7年度（2025年度）とする。

■ 自然環境・社会的条件

- 【自然環境】 海上の森は、瀬戸市の南東部に位置し、名古屋市中心部から東方約20kmにあり、都市の近郊にありながら、広くまとまった森林とそこに農地、水辺地等があって多様な自然環境を有している。
- 【社会的条件】 海上の森の面積は約530ヘクタール。海上の森保全活用計画対象区域の土地利用状況を、地目別にみると91.9%を山林が占め、砂防地が5.1%、田畑等農用地が1.7%という割合になっている。明治時代は26戸の民家があったとされているが、現在では大半の世帯が転出している。
- 【地域区分】 自然環境や植生、土地利用あるいは活用の面から6つに区分

注）面積は概数で、条例の保全活用対象区域510haの内訳として整理

地域名	区 域	面積	特 性
施設ゾーン	あいち海上の森センター区域	ha 5	愛知万博の会場地であり、瀬戸愛知県館を改修した本館を中心に海上の森の拠点となる区域
ふれあいの里	集落・農地を中心とした区域	43	里山としてのくらしや景観が残っており、海上の森での取組の核となる区域
生態系保護区域	屋戸川・寺山川流域及びその北部区域	166	貴重な動植物の生息生育環境を有しており、その環境を維持保全することが特に必要な区域
恵みの森	北側一帯の広葉樹林を主体とした区域	96	高齢化した広葉樹林が多く、緩斜面では、里山として管理・活用できる区域
循環の森	東側一帯の人工林を中心とした区域	148	人工林が大半であり、手入れの必要な林分が多くを占めており、育成と資源の活用を図る区域
野鳥・古窯の森	吉田川流域の広葉樹林を主体とした区域	52	高齢の広葉樹林が占め、古窯も存在しているところから、観察・学習などの活動を行う区域

■ 保全と活用のための取組に対する基本的事項

1 愛知万博記念の森としての保全

愛知万博の理念や成果を未来に向けて確実に継承し、更に発展させるために、海上の森を「愛知万博記念の森」として将来にわたって保全する。また、県内の身近な自然環境の適正な保全のための取組等を促進する場として活用するとともに、里山の安定的な生態系維持のため、自然の復元力に見合った自然資源の管理と循環的な利活用を継続して実践する。

- 愛知万博の理念と成果を未来に継承、発展させる。
- 将来にわたり海上の森の保全と、資源の循環的な活用を継続して実践するとともに、県内の身近な自然環境を保全する取組を促進する。

2 森林や里山の学習と交流の拠点づくり

県や協働する人たちとともに行う森林や里山に関する学習や交流から、自然の仕組みや大切さ、資源の循環利用、先人の知恵などを学び、考える拠点とし、次世代に向けた人材育成を図る。また、こうした実践活動や人づくりから、人と自然の豊かな関係づくりを目指す。さらに、県内始め全国的なネットワークをつくり、ここでの取組を森林整備や里山保全の先駆的なモデルとして、幅広く情報発信に努める。

- 森林や里山での体験による学習と交流を進める。
- 次世代に向けた人材の育成を図り、人と自然の豊かな関係づくりを目指す。
- ネットワークづくりや先駆的なモデルとして取組を情報発信する。

■ 海上の森の保全と活用のための取組の内容



■ 協働・連携の推進

- 海上の森の会・・・広く県民が参加する協働組織であり、役割と責任を明確にして協働を推進する。
- その他団体等・・・今後、分野別・個別事案ごとに協働を進め、協働体制の充実、拡大、発展を目指す。
- 地域との連携・・・地元瀬戸市との連携や山口地域における各種団体との連携を図る。
- 小中高等学校・大学・・・教育機関との連携を進め、学習と研究の場としての機能と役割の充実を目指す。
- 関連施設等・・・森林や里山の関連施設等との連携やネットワークづくりを目指す。
- 企業等・・・企業等が行う社会貢献活動（CSR）などの取組との連携を進める。
- サポーター登録制度・・・センター業務に協力していただける県民等との協働体制の整備を進める。

■ 計画の進行管理

- 計画の実行・・・実行計画により計画的な実行に努める。
- 進行管理・・・年度別計画及び進捗状況などについて、海上の森運営協議会とともにPDCAサイクルにより必要な見直しを行い、責任を持って計画の進行管理を行う。
- 実施状況の周知・・・SNS等により県民へ周知し、県内外に情報発信する。